

令和3年4月21日

民法等の一部を改正する法律等の成立を受けて～相続登記の義務付けに向けた司法書士の役割～（会長声明）

鳥取県司法書士会
会長 山本 健一

本日、民法等の一部を改正する法律及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が成立しました。

所有者不明土地問題が国土の公共的活用等に関連する喫緊の課題となっていますが、これらの法律案の成立によって、その予防及び解消に関する民事基本法制が概ね整備されたこととなります。

今般の法律改正によって、所有権の登記名義人につき相続が発生した場合、原則として、相続人には、3年以内に相続の登記を申請しなければならないという義務が課せられます。期限内に相続の登記を申請するには、出生から死亡までの戸籍の取得等を始めとした様々な前提事務処理を行わなければならないと、県内の皆様にとっても、負担になることが想定されます。

この相続登記の申請の義務化をはじめ、相続によって承継した土地所有権の国庫帰属制度や、所有者不明土地管理人に代表される各種の財産管理人制度等、市民生活に与える影響が大きい事項について、当会は地域の皆様に対してきめ細やかにサポートを実施していくべく、今後も事業を展開していく予定です。20年以上続けている、無料電話相談事業を始め、各種相談事業を引き続き実施し、皆様が司法書士会及び司法書士に気軽に相談できる窓口としてぜひご活用いただきたいと考えています。

司法書士は、「登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家」として、多くの相続事件に関与しています。今後も、身近なくらしの中の法律家として、改正法にいち早く対応し、地域の皆様の権利擁護に努めていきます。